

養鶏問題懇談会報告書

平成 1 7 年 3 月

養鶏問題懇談会

目 次

| | |
|---|----|
| 第 1 . はじめに | 1 |
| 第 2 . 我が国における養鶏の位置付け | 2 |
| 第 3 . 鶏卵・鶏肉の需給動向 | |
| 1 鶏卵 | 3 |
| 2 鶏肉 | 4 |
| 第 4 . 養鶏経営の動向・経営の安定 | |
| 1 養鶏経営の動向 | 5 |
| 2 養鶏経営の安定 | 6 |
| 第 5 . 国際化に対応し得る生産・流通体制の構築 | |
| 1 改良の推進、飼養・衛生管理の徹底 | 7 |
| 2 生産段階における経営体質の強化 | 8 |
| 3 流通・加工・販売コストの低減・合理化 | 9 |
| 4 消費者ニーズに対応した生産・供給 | 10 |
| 5 養鶏経営における担い手の育成等 | 11 |
| 第 6 . 安全・信頼の確保 | |
| 1 トレーサビリティと表示の適正化 | 12 |
| 2 消費者の視点に立った的確な情報提供、食育の推進 | 13 |
| 第 7 . 高病原性鳥インフルエンザ発生の経験を生かして | |
| 1 消費者、生産者、関係事業者間の顔の見える関係づくり | 14 |
| 2 発生の予防及びまん延防止の取組と発生農場の経営再建支援 | 15 |
| 第 8 . 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上 | 16 |
| 第 9 . 自然循環機能の維持増進 | |
| 1 排せつ物の適正な管理と利用の促進 | 17 |
| 2 未利用資源の飼料としての活用促進 | 18 |
| 第 10 . おわりに | 19 |
| (参考 1) 食料・農業・農村基本計画の概要 | 20 |
| (参考 2) 養鶏問題懇談会の検討経過 | 21 |
| (参考 3) 委員名簿 | 22 |

第1 . はじめに

最近の養鶏をめぐる情勢としては、W T O体制の下での貿易自由化の進展に加え、メキシコをはじめとした経済連携協定（E P A）/自由貿易協定（F T A）締結国の増加等、一層の国際化の進展が予想される中で、国産鶏肉については輸入鶏肉に対抗し得るよう生産性及び品質・安全性の向上等が必要となっている。また、鶏卵については平成16年4月から行政主導による羽数枠管理を基本とした計画生産を見直し、生産者の自主的判断に基づく鶏卵生産へ移行し、生産者の経営判断による需要に見合った生産量の確保が必要とされてきている。

また、我が国での79年ぶりの高病原性鳥インフルエンザ、鶏卵の賞味期限や鶏肉の原産地等の偽装表示事件の発生を背景として、消費者の食の安全と信頼の確保に対する関心がますます高まる中、こうした消費者ニーズに対応し、生産・衛生管理を徹底し、安全で信頼される国産鶏卵、国産鶏肉の安定供給に努めるとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生の経験を生かし、今後、万一の発生に備え、生産、流通、行政それぞれの段階での備えと消費者への正確な情報の提供が極めて重要となっている。

こうした中で、農林水産省は、「食料・農業・農村基本法」に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しについて、食料・農業・農村政策審議会に諮問し、品目横断的政策や担い手・農地制度の見直し等の検討を行うとともに、畜産政策の今後のあり方等についても食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直し等の検討を行ってきたところである。

このような状況を踏まえ、我が国の養鶏について、生産コスト低減方策、品質向上方策等の今後の養鶏のあるべき姿について検討することとし、生産、流通・加工、販売、消費等各分野の専門家の参加により、平成16年9月から4回にわたり「養鶏問題懇談会」を開催し、意見交換を行ってきたところである。

本報告書は、今後の養鶏のあるべき姿について、本懇談会で検討された内容を取りまとめたものである。

第 2 . 我が国における養鶏の位置付け

(ポイント)

- ・ 養鶏は、農業総産出額の 1 / 4 以上を占める畜産のうち 26 % のシェアを占め、地域経済を支える産業として重要。
- ・ 鶏卵・鶏肉は、良質で安価な食品として、消費者の評価は高い。
- ・ 養鶏が有する機能・役割を踏まえ、生産・流通コストの低減、消費者ニーズ、家畜衛生等の課題に適切に対応することにより、養鶏産業の発展を図る必要。

我が国養鶏生産は、農業総産出額 8 . 9 兆円のうち 6 千 5 百億円を占め（平成 14 年）、飼料生産、流通・加工等も含め多くの他産業と密接に関連し、地域の雇用確保の面でも重要な役割を果たしており、地域経済を支える重要な産業として位置付けられている。

鶏卵や鶏肉は、幼児から高齢者まで多様な調理方法により提供可能であるとともに、価格も手頃で、良質な動物性たん白源として、消費者から高い評価を受けている。

鶏卵については、国民 1 人・1 年当たり純食料ベースで 16 . 7 kg（平成 15 年度）が供給されている。また、食肉については、多様化する国民食生活の中で消費量が着実に増加し（国民 1 人・1 年当たり供給純食料 28 . 2 kg（平成 15 年度））、その中でも、鶏肉は食肉全体の消費量の約 36 % と豚肉に次いで消費量が多い（10 . 1 kg）。このように、鶏卵・鶏肉は、食生活上重要な食材としての地位を築いている。

こうしたことから、国民食生活の安定を確保するため、今後とも養鶏経営の安定と国際化に対応し得る生産・流通体制の構築、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上等の諸課題に適切に対応しつつ、海外での家畜伝染病の発生による鶏卵・鶏肉の輸入停止等の事態も念頭に、食料・農業・農村基本計画の達成に向けて、可能な限り国産鶏肉・鶏卵の自給率を高め、我が国養鶏産業の発展を図る必要がある。

第3 鶏卵・鶏肉の需給動向

1 鶏卵

(ポイント)

- ・ 鶏卵の需要は、これまで食生活の多様化・高度化に対応して着実に増加してきたものの、近年はほぼ横ばいで推移。
- ・ 鶏卵の国内生産量はほぼ需要を満たす水準で推移（鶏卵の品目別自給率（重量ベース）：96%、品目別カロリー自給率：9%（平成15年度））。

鶏卵の需要は、これまで食生活の多様化・高度化に対応して着実に増加してきたものの、近年はほぼ横ばいで推移している。

鶏卵の国内生産量はほぼ需要を満たす水準で推移（鶏卵の品目別自給率（重量ベース）：96%、飼料自給率を加味した品目別カロリー自給率：9%（平成15年度））している。

鶏卵については、昭和47年度以降、生産調整を行うため、羽数枠の管理を中心とした計画生産の推進が図られてきたが、近年では、消費者のニーズの多様化や海外からの生鮮卵の輸入の兆し等、状況が著しく変わってきたことを踏まえ、国際競争力の強化や中小規模の経営近代化、生産者の協調体制の確立等の観点から、平成14年度以降、計画生産の見直しのための全国的な議論が生産者を中心として進められた。この結果、平成16年4月16日に開催された全国鶏卵需給調整協議会において、行政主導の羽数枠管理による計画生産から、生産者の主体的判断に基づく生産へと移行することが決定され、平成16年度より移行している。このため、生産者が需要に応じた計画的な生産に取り組んでいけるよう、国は生産者をはじめとする関係者の協力を得て、全国的な鶏卵の需給に関する状況分析と見通しを内容とする鶏卵生産指針を作成し、関係者に情報提供していくことが必要である。

一方、輸入については、国内需要の影響により増減を繰り返しているものの、鶏卵の品目別自給率（重量ベース）は96%（平成15年度）と高く、輸入量は全需要量の4～5%の範囲内で推移している。しかし、今後とも、国内の価格の変動に敏感に反応する輸入動向について注視していく必要がある。

卸売価格については、サルモネラ菌対策等衛生対策が進み流通期間が短縮され、以前は需給調整機能を有していた流通在庫が減少したため、わずかな生産量及び需要の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にある。なお、季節的な変動のほか、5～6年を周期とするエッグサイクルも存在している。

輸出については、少ない量ではあるが殻付き鶏卵が、香港等の在外邦人の生食需要に応え生鮮卵で出荷され、卵白液が中国の大手食品加工会社による需要

に应运て増加している。

少子高齢化・健康志向が進展していく中で、家計消費、加工用需要のそれぞれについて、今後の消費動向の検討を進めることが重要となっている。今後の鶏卵消費量は、高齢化による食生活の変化や脂質の摂取を抑制することにより栄養バランスの改善を考慮することが求められるとともに、食品の廃棄や食べ残しが減少することが見込まれることから、これまでのような需要の拡大が期待できる状況にはないと考えられる。そうした状況の中で、生産性の向上、安全で信頼される生産の推進等により、需要に応じた計画的な生産が行われるよう努力が必要である。

また、消費者にとって、食品表示をさらに分かりやすいものとするため、生鮮食品に近い加工食品について原材料の原産地表示を行う取組を推進するほか、外食における原産地等の表示のガイドラインを整備し、これに基づき、外食産業による自主的な原産地等の表示の取組を推進することが必要である。

2 鶏肉

(ポイント)

- ・ 鶏肉については、食肉の中で豚肉に次いで消費量が多く、重要なたん白源として位置付け。
- ・ 鶏肉輸入量は、消費量が安定的に推移する中で、増加傾向で推移。その結果、鶏肉の自給率は低下傾向で推移(鶏肉の品目別自給率(重量ベース) : 67%、品目別カロリー自給率 : 7% (平成15年度))。

鶏肉の需要は、食肉の中で豚肉に次いで消費量が多く、重要なたん白源として位置付けられている。

鶏肉の国内生産量は、昭和63年度以降、小規模飼養者層の減少や輸入鶏肉の増加等により概ね減少傾向で推移してきたが、国産鶏肉志向の顕在化等により、平成13年度以降120万トン強(骨付きベース)と横ばいで推移している。

鶏肉輸入量は、消費量が安定的に推移する中で、増加傾向で推移し、その結果、鶏肉の自給率は低下傾向で推移しているが、平成14年、15年は中国、タイ、米国などの主要輸出国での鳥インフルエンザの発生に伴う一時輸入停止から、相対的に増加に転じている(鶏肉の品目別自給率(重量ベース) : 67%、品目別カロリー自給率 : 7% (平成15年度))。

輸出については、家畜伝染病の発生や輸出相手国の経済事情・流通体制等の影響を受けやすく、輸入量に比して大きくないものの、近年香港等における食

材として、我が国ではほとんど需要のない鶏足（通称もみじ）が出荷されている。こうした事例を参考に、さらに輸出拡大の可能性を検討する必要がある。

E P A / F T A 交渉については、平成 16 年に結論を得たメキシコとの交渉において、メキシコ側の関心品目の一つとして鶏肉が取り扱われ、韓国やタイ等の A S E A N 諸国との交渉に加え、インドネシアやチリとの間においても、両国間の経済関係強化に向けて、産学官による共同研究会が開催されている。

今後の鶏肉消費については、輸出国が日本市場のニーズに合った鶏肉を生産・選別して輸出する体制を整える等により、国産鶏肉と輸入鶏肉の品質格差を縮小させるものと予想される一方、高齢化による食生活の変化や脂質の摂取を抑制する等 P F C バランス（食生活におけるたん白質（P）、脂質（F）、炭水化物（C）の比率）の改善を考慮することが求められるとともに、食品の廃棄や食べ残しが減少することが見込まれることから、これまでのような需要の拡大が期待できる状況にはないと考えられる。そうした中で、今後、「家計消費」における国産鶏肉のシェアを維持拡大するとともに、「加工用」及び「外食・その他業務用」においても国産鶏肉のシェアを高める（「食料・農業・農村基本法」に係る基本計画の食料自給率目標（平成 27 年度、カロリーベース）：45%）ためには、実需者ニーズに対応した部分肉加工、生産性及び飼養・衛生管理技術の向上等による高品質かつ安全で信頼される生産の推進等により、輸入鶏肉を国産に置き換えていくための取組を進めることが必要である。

また、消費者にとって、食品表示をさらに分かりやすいものとするため、生鮮食品に近い加工食品について原材料の原産地表示を行う取組を推進するほか、外食における原産地等の表示のガイドラインを整備し、これに基づき、外食産業による自主的な原産地等の表示の取組を推進することが必要である。

第 4 . 養鶏経営の動向・経営の安定

1 養鶏経営の動向

（ポイント）

- ・ 飼養戸数が減少する一方で、経営の規模拡大は着実に進展。
- ・ 養鶏における法人経営、認定農業者の割合は畜産の中でも高い水準。

採卵鶏の飼養戸数は、一貫して減少傾向で推移しており、平成 16 年（出典：「畜産統計」（2月1日現在））は 4,090 戸と前年比で約 6% 減少している。一方、成鶏めす飼養羽数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 16 年で 13,722 万羽となっている。飼養戸数は小規模飼養者層を中心に減少しているものの、飼養規模は着実に拡大しており、飼養羽数割合で見ると 10 万羽

以上の階層が増加し、そのシェアは54.5%を占める状況にある。

ブロイラーの飼養戸数は、一貫して減少傾向で推移しており、平成16年(出典:「畜産物流通統計」(2月1日現在))は2,778戸と前年比で約2%減少している。飼養羽数も減少傾向で推移してきたが、平成16年には増加し、10,495万羽となっている。この結果、飼養規模は着実に拡大しており、飼養羽数割合は、30万羽以上の階層が増加、そのシェアは44.5%を占める状況にある。

平成15年のブロイラーの出荷羽数は59,528万羽、全国の出荷戸数は3,323戸であったことから、1戸当たり年間約18万羽の出荷羽数(1羽当たり平均出荷体重2,763g)という生産規模となっており、この水準は国際的に見ても遜色はない。今後国内での鶏肉生産を継続的に維持発展させるためには、これ以上の規模拡大に頼るだけでなく、換気と温度管理が適切に行える生産設備へと更新する必要がある。

畜産経営全体における法人経営の割合は5.2%であるが、養鶏経営全体に占める法人経営の割合は21.7%となっており、畜産経営の中で最も割合が高く、法人経営のうち一戸一法人の割合は、養鶏経営では3割を超えている。

2 養鶏経営の安定

(ポイント)

- ・ 養鶏については、水田作等の土地利用型農業と比べて構造改革が大幅に進んでいるものの、養鶏の安定的な発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要。

養鶏については、水田作等の土地利用型農業と比べて構造改革が大幅に進んでいるものの、今後、国際化が進展する中で、将来にわたり、養鶏の安定的な発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要である。

(1) 鶏卵

鶏卵は、根強い殻付き卵需要もあって自給率が高く、また、代替食品もないことから、わずかな生産増が大幅な価格下落を生じさせる。このため、昭和47年から生産調整が始まり、平成16年度からは、生産者の自主的判断に基づく計画的生産に移行している。

また、季節的に取引価格が変動するという鶏卵の商品特性に鑑み、鶏卵価格下落時に鶏卵価格安定基金制度による生産者支援の仕組みがあり、生産者の経営安定や鶏卵の安定供給を図っている。

本制度については、制度に係るこれまでの目的と効果を踏まえ、適切な運営を図っていく必要がある。また、WTO農業交渉における新たな国内助成

に対する規律の動向等を踏まえた対応を検討する必要がある。

(2) 鶏肉

鶏肉については、生産から出荷までの飼養期間が短く、価格変動に対して生産者自身の判断による速やかな対応が可能であること、インテグレーター（原料の供給から、生産、製品の販売までを一貫して行う経営）による契約生産が一般化していること等の事情から、価格安定制度は設けられていない。今後とも、国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得るよう、生産者の主体的な経営努力を基本に、一層の生産性の向上を図り経営の安定を確保する必要がある。

第5 . 国際化に対応し得る生産・流通体制の構築

1 改良の推進、飼養・衛生管理の徹底

(ポイント)

- ・ 国際化の進展、消費者ニーズに対応した鶏の生産性の向上、生産物の高品質化等を推進するためには、改良の推進、飼養・衛生管理の徹底等を図ることが必要。

今後の国際化の進展、消費者ニーズに対応した生産性の向上、生産物の高品質化等を推進する観点から、鶏の改良推進及び飼養・衛生管理の徹底を図る必要がある。

(1) 改良の推進

鶏卵・鶏肉の低コスト生産及び消費者ニーズへの対応を図るため、産卵・産肉能力等の向上、卵質・肉質の改良及び在来鶏等の利用による特長ある鶏の作出、我が国の気候風土に適応した強健な鶏への改良等を推進する必要がある。

また、我が国では、養鶏生産のもととなる原種鶏等の大部分を海外の育種会社に依存しているが、海外で家畜伝染病が発生した場合、我が国の鶏卵・鶏肉の安定供給の面で問題があるとともに、海外の育種会社は我が国特有の消費者ニーズに対応した鶏の改良（例えばもも肉割合が高い等）を行うことは難しいことから、国内で遺伝資源を確保し、育種改良を行うことが重要である。

このような鶏の改良を効率的に行うためには、国、独立行政法人家畜改良センター、都道府県、民間の広域的な連携強化による系統の造成及び利用に努める必要がある。更に、卵質・肉質改良のための実用的な評価法やDNA解析等新技术を利用した改良手法の確立・利用を推進する必要がある。

(2) 飼養・衛生管理の徹底

鶏の生産性の向上とともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病等の発生予防、消費者が求める安全・信頼の確保に配慮するという観点から、種鶏・ふ卵段階においては、高品質で清浄なひなの安定供給、鶏卵・鶏肉生産段階においては、鶏の能力を十分に発揮させるための適切な飼養・衛生管理の徹底に努める必要がある。

さらに、現状では、経済効率中心の飼養管理が主流となっているが、今後は海外における動物福祉等の動向も注視し、鶏の快適性に配慮した飼養管理等についても検討する必要がある。

2 生産段階における経営体質の強化

(ポイント)

- ・ 養鶏経営における生産費を低減するためには、規模拡大等によるスケールメリットの発揮とともに、飼料費、労働費、衛生費、建物費等に関するコスト低減に向けた各種取組を図ることが必要。
- ・ 飼料費の低減のため、飼料給与量及び単価の低減、丸粒とうもろこしの関税割当制度や外国産飼料用麦のS B S方式を有効に活用することが必要。
- ・ 労働費、衛生費、建物費の低減のため、省力化機器の導入、衛生管理の徹底、建築基準法の緩和措置の活用等が必要。

養鶏経営における生産費には、飼料費、労働費、衛生費、建物費などがあるが、数年来、この生産費は概ね一定している。この生産費を低減するためには、その7割強を占める飼料費(採卵鶏4割強・ブロイラー6割強)及び労働費(採卵鶏3割・ブロイラー1割)の低減を図る努力が必要である。生産コスト低減のためには、スケールメリット等による飼料費の低減と作業の効率化による労働費の低減効果が大きいと考えられることから、農家の法人化、グループ化の取組による規模拡大や省力化機器の導入等により、生産コストの一層の低減を図る努力が必要である。

(1) 飼料費の低減

飼料費の低減のためには、飼料給与量及び購入単価の低減が重要である。給与量の低減については、育種改良による飼料要求率の改善、発育段階や能力にあった飼料の給与、給餌損失率の低減等が必要である。購入単価の低減については、共同購入による購買単位の拡大とともに、丸粒トウモロコシの関税割当制度、外国産飼料用麦のS B S方式(Simultaneous Buy and Sell(売買同時契約))の略。個別の需給にきめ細やかに対応した品質・価格での供給

を可能とするための契約方式で、輸入業者と買受団体が連名で政府に対し、売りと買いを同時に申し込み、買入価格の低い方から順に落札できるもの)による輸入制度を有効に活用する必要がある。

また、購入単価の低減につながる配合飼料の輸送コストの低減を図るために、飼料製造業者の努力だけでなく、生産者側においても柔軟な受け入れ体制等を検討することが必要である。

さらに、配合飼料価格安定制度について、生産者にとって利用しやすい制度運用を図っていく必要がある。

(2) 労働費、衛生費、建物費の低減

労働費については、規模拡大、省力化機器(自動給餌器等)の導入、衛生費については、衛生管理の徹底、建物費については、建築基準法緩和措置の活用、離農跡地の既存畜舎の活用等により、更なる生産コストの低減を図る必要がある。

日本でのブロイラー生体1kg当たりの労働費は、アメリカの1.5倍、タイの10倍と推定され、一層の低減が必要となっている。日本の労働コストの半分は、捕鳥・出荷・鶏糞処理のための専従者労務費(生産者の手に負えない作業を代行する)であり、省力化(機械化)を推進すること等により、労働費を引き下げることが重要である。

また、配合飼料価格の引き下げや、ワクチン等医薬品の承認までの期間の短縮化及び価格等の引き下げにつながる規制緩和の要請等も含めた検討を行うことも必要である。

3 流通・加工・販売コストの低減・合理化

(ポイント)

- ・ 国産鶏肉・鶏卵を合理的な価格で安定的に供給していくためには、食鳥の処理加工や鶏卵GP処理の合理化を図るとともに、実需者ニーズに対応した流通体制の整備を図ることが重要。施設の統合・合理化を推進するとともに、機能の高度化、稼働率の向上等を図ることが重要。

国産鶏肉・鶏卵を合理的な価格で安定的に供給していくためには、生産段階の生産コストのみならず、食鳥の処理加工や鶏卵GP(Grading and Packing: 格付包装)処理の合理化を図るとともに、実需者ニーズに対応した流通体制の整備を図ることが重要である。このため、食鳥処理施設や鶏卵GPセンターにおける機能が十分に発揮されるよう、施設の統合・合理化を推進するとともに、機能の高度化、稼働率の向上等を図ることが重要である。

食鳥処理場の整備については、食鳥処理場の再編が進展し、規模の拡大、処

理羽数の増加は着実に進展している（平成4年770か所 平成14年687か所）。今後、鶏肉の処理流通コストをさらに削減していくためには、県や企業の枠を越えた食鳥処理加工場の統合・合理化を進めるとともに、諸外国並みに食鳥処理加工場の稼働を1日2・3交替制にすることも含めた検討を行うことが必要である。

また、食鳥検査における検査時間や検査手数料については、都道府県が地域の実情に応じて定めているところであるが、検査時間の柔軟な設定に向けて関係者の理解を求めて取り組むことが重要である。

4 消費者ニーズに対応した生産・供給

（ポイント）

- ・ こだわり卵や地鶏肉等特長ある生産物の生産取組等の推進が必要。
- ・ 鶏卵の需要開拓については、必須アミノ酸組成に優れている点等栄養面でのPRに加え、加工利用の面で低需要部分である卵白の消費・利用を図る必要。
- ・ 鶏肉については、むね肉を消費者や業務用需要に売り込むため、商品スペックに関する事業者の多様なニーズにきめ細かく対応したカット、スライス、半製品化等高付加価値化の推進が必要。

こだわり卵や地鶏肉等特長ある生産物は、生産性は低いものの、安定した価格で販売できることから、こうした取組等の推進が必要である。

鶏卵の需要開拓については、必須アミノ酸組成に優れている点等栄養面でのPRに加え、加工利用の面で低需要部分である卵白の消費・利用を図る必要がある。このPRに当たっては、「健康のため、少なくとも毎日1個の卵を食べましょう」といった具体的な訴求内容が有効である。

一方、消費者ニーズの多様化に対応した地鶏肉を提供していく上で、生産者が自主的に地鶏肉のJAS規格の認定を受けることが望まれる。

消費者の鮮度・安全性志向を背景に国産鶏肉の仕向け先は、テーブルミート（肉食）が主体となっていることから、今後、国産鶏肉の需要を伸ばすためには、家庭内需要を維持・拡大する取組とともに、今後成長が見込まれる外食・中食産業において、安全でおいしい国産の鶏肉を原料とする調製品が広く利用されるようにするための取組が必要である。

また、鶏肉については、低需要部位であるむね肉を消費者や業務用需要に売り込むため、商品スペックに関する事業者の多様なニーズにきめ細かく対応したカット、スライス、半製品化等高付加価値化の推進が必要である。

5 養鶏経営における担い手の育成等

(ポイント)

- ・ 養鶏については、相当程度構造改革が進んでおり、認定農業者の認定率は31%（採卵鶏）と他作目（稲作2%）と比べ高い状況であるが、今後ともその向上に向けての取組を推進する必要がある。
- ・ 一方、中小規模の生産者において、消費者ニーズの多様化に対応し、地域ぐるみで付加価値の高い鶏卵・鶏肉生産の定着が見られる状況であり、このような地域ぐるみの生産の取組を推進することが必要。
- ・ 法人化や規模拡大を通じた経営の合理化に係る指導とともに、協業化、グループ化による生産体制の確立のための施設・機械の整備等への対応が必要。
- ・ 女性が活躍しやすい環境の整備、新規就農の促進、経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進等を図ることが必要。

(1) 「担い手」の考え方

養鶏については、他の農業部門に比して相当程度構造改革が進んでおり、認定農業者の認定率は31%（採卵鶏）と、他作目（稲作2%）と比べ高い状況であるが、今後ともその向上に向けての取組を推進する必要がある。

一方、中小規模の生産者において、消費者ニーズの多様化に対応し、地域ぐるみで付加価値の高い鶏卵・鶏肉生産の定着が見られており、このような地域ぐるみの生産の取組を推進することが必要である。

(2) 法人化、協業化、グループ化の推進

家族経営を法人化することや地域等の実情に応じた複数の経営による協業化・グループ化は、資本力、技術力、経営管理能力が高まることにより、市場で評価を得るための出荷規模の確保、飼養管理の高位平準化による生産コストの低減、労働時間の短縮等を可能とするとともに、経営の円滑な継承にもつながることから、これらを推進する必要がある。このため、法人化や規模拡大を通じた経営の合理化に係る指導とともに、協業化、グループ化による生産体制の確立のための施設・機械の整備等への対応が必要である。

(3) 人材の育成・確保

女性が活躍しやすい環境の整備

養鶏経営における女性の役割を適正に評価するとともに、地域段階で行われるセミナーの活用等による家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、経営や地域社会への女性の一層の参画を可能と

する環境整備を図る必要がある。また、経営・起業活動を支える経営管理能力・技術力の向上を推進するための研修の実施など、仕事と子育ての両立のための支援活動を推進する必要がある。

新規就農の促進

新規就農への環境整備、離農跡地等の有効活用等による経営継承等を推進する必要がある。

経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進

優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供をはじめとした経営の高度化に必要なデータベースやネットワークの充実を図るとともに、地域内の関係機関がこれらの情報を積極的に活用し、相互に連携しつつ、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的かつ効果的な支援・指導を行うことを推進する必要がある。

第6．安全・信頼の確保

1 トレーサビリティと表示の適正化

(ポイント)

- ・ トレーサビリティの取組に当たっては、鶏卵や鶏肉の生産・流通実態、消費者の情報に対するニーズの動向等を踏まえ、生産者や食品業者の自主的な取組を基本とすることが適当。また、生産情報管理システムの簡素化、低コスト化及びコスト負担の在り方についての検討も重要。
- ・ 賞味期限について食品の特性に配慮して適正に設定するとともに、消費者からの求めに応じ科学的な根拠を示せるよう関係者の取組が必要。一方で、消費者の食の安全に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取組も必要。このほか、個々の事業者が果たすべき法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図るため、食品産業や農業者団体による行動規範の策定を促進する必要。

(1) トレーサビリティ

トレーサビリティ・システムは、生産・流通過程の追跡・遡及を可能とする仕組みであり、万が一食品事故が発生した場合に、その原因の究明や問題食品の回収を迅速・容易に行うことを可能とするとともに、製品管理、品質管理の向上に資する、動物用医薬品の使用状況など消費者が求めている情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔の見える関係づくり」にも貢献し得るものであり、消費者が求める安全・信頼の確保に関する対応として、その取組が期待されているところである。そのトレーサビリ

ティの取組に当たっては、鶏卵や鶏肉の生産・流通実態、消費者の情報に対するニーズの動向等を踏まえ、生産者や食品業者の自主的な取組を基本とすることが適当である。なお、鶏卵については、平成16年11月30日に農林水産省から公表された「鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン」を基本とした具体的な取組方法、生産情報管理システムの簡素化、低コスト化及びコスト負担の在り方についての検討も重要である。

(2) 表示の適正化

消費者に信頼される表示が必要なことから、平成17年2月25日に厚生労働省及び農林水産省により策定された「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の内容も踏まえ、賞味期限について食品の特性に配慮して適正に設定するとともに、消費者からの求めに応じ科学的な根拠を示せるよう関係者の取組が必要である。また、中央鶏卵規格取引協議会等の組織で、特殊機能卵の表示や科学的な賞味期限のあり方等を検討することが必要である。

また、こうした取組を積極的に推進する一方で、消費者の食の安全に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取組も必要である。

さらに、加工業者や流通業者等においても、衛生的な処理加工や適切な温度管理、記録保存に努め、鶏卵・鶏肉の流通・加工段階での安全性の確保に努める必要がある。

このほか、個々の事業者が果たすべき法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図るため、食品産業や農業者団体による行動規範の策定を促進する必要がある。

2 消費者の視点に立った的確な情報提供、食育の推進

(ポイント)

- ・ 平常時からのリスクコミュニケーションや生産現場での体験等を通じて、生産者と消費者の相互理解を含め、消費者が商品選択をする際に、流通から生産、環境に至る幅広い視野をもてるようにするため、養鶏の分野においても、食育と連携した取組として関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、各種の取組を推進することが必要。

近年におけるフードチェーンの多様化・複雑化や家庭等における食の教育力の低下、消費者と生産現場のかい離といった環境変化の中で、国民1人1人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、健全で安心な食生活を実現することができるよう、幅広い国民参加の下に、厚生労働省、文部科学省を始めとする関係府省、都道府県等の関係機関及び民間機関とも十分連携しつつ、全国

的な情報提供活動や地域における実践活動を行う食育の必要性が高まっている。

こうした中で、平常時からのリスクコミュニケーション（食品の安全性確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映するため、関係者相互間の情報及び意見の交換を行うこと）や生産現場での体験等を通じて、生産者と消費者の相互理解を深め、消費者が商品選択をする際に、流通から生産、環境に至る幅広い視野をもてるようにするため、養鶏の分野においても、食育と連携した取組として関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、以下のような取組を推進することが必要である。

ア 我が国養鶏の歴史的発展過程や意義、鶏の生態の特質、鶏卵・鶏肉の栄養特性等に係る理解増進を図るための情報提供

イ 鶏卵・鶏肉の生産から流通・消費に至るまでの各段階における生産者・流通業者による食の安全・信頼確保に向けての努力や取組に関する情報提供

ウ 生産者と消費者の連携強化を図るため、インターネット等を活用した双方向の情報交流

エ 教育関係機関と連携し、地域の食材を活用した学校給食の実施や、体験学習等を通じ、子供達や保護者にその食材の栄養価値の普及啓発をはじめとする「食」や「生命」に関する教育や生産現場及び生産物の実態についての理解増進

オ 鶏卵や鶏肉は、工業製品とは異なり、生き物である鶏が生産することから急に増産又は減産することができないという特徴があること、消費者の購入日に合わせて卵を産むことは出来ないこと等の理解増進

第7．高病原性鳥インフルエンザ発生の経験を生かして

1 消費者、生産者、関係事業者間の顔の見える関係づくり

（ポイント）

- ・ 日頃から、消費者、関係事業者間の顔の見える関係づくりを通じて、消費者や流通業者に、生産や流通段階の徹底した衛生管理の取組を紹介することに加え、生産現場の実情に対する理解の増進に努めることにより、消費者と生産者の距離が近づく機会を増やしていくことが必要。

消費者の食品に対する信頼を回復するためには、食品に携わる関係者間の信頼関係を取り戻すことが重要であり、こうした信頼関係を再構築するためには、消費者、生産者、事業者、さらには研究機関や行政がお互いをよく知り、情報を共有し、意見交換をすることが必要である。

さらに、食品の安全・信頼を確保するためには、食品事故等が発生した際に

は、問題となる食品の回収を迅速かつ十分に行うとともに、速やかに原因を解明し、対策を講じることが必要である。一方、必要以上に回収が行われた場合には、回収にかかるコストや廃棄される食品は、企業や社会にとって損失となることから、自主的な食品回収について具体的にどこまで行うべきか判断していく上で、日頃から関係者との意見交換を行っておくことが有益である。

平成16年1月から3月にかけて、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、その際、「産の鶏卵、鶏肉は扱っていません。」といった告知や、発生県産であることだけを理由とした取引拒否等混乱を大きくする状況がみられた。

こうした混乱を生じさせないためには、消費者、関係事業者間の顔の見える関係づくりを通じて、消費者や流通業者に、生産や流通段階の徹底した衛生管理の取組を紹介することに加え、生産現場の実情に対する理解の増進に努めることにより、消費者と生産者の距離が近づく機会を増やしていくことが必要である。

さらに、高病原性鳥インフルエンザについては、消費者やマスコミに正しい知識を迅速に伝えるとともに、事業者にも病気と鶏卵・鶏肉の関係を正しく理解してもらい無用な風評被害の発生を防ぐよう、官民協力して対応することが重要である。

また、家畜の飼養環境は完全に無菌状態にすることはできないことを消費者に理解してもらおうとともに、農場の衛生水準についてどのレベルまで追求することが最善なのかの議論を行うことが必要である。

2 発生の予防及びまん延防止の取組と発生農場の経営再建支援

（ポイント）

- ・ 発生農場の経営再建を支援するため、家畜防疫互助基金造成等支援事業に、新たに高病原性鳥インフルエンザが追加。
- ・ 生産者、関係団体、行政が協力して、消費者の理解を得ながら、発生時の被害軽減のための取組を推進する必要。

平成15年の家畜伝染病予防法の改正に伴い、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針）が作成され、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針が平成16年11月18日に公表された。

また、発生農場の経営再建を支援するため、牛・豚の口蹄疫など伝播力が極めて強い家畜疾病に適用されている家畜防疫互助基金造成等支援事業に、新たに高病原性鳥インフルエンザが追加された。この事業は、採卵鶏、ブロイラー、種鶏の飼養農場において、万一高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の畜産経営への影響を緩和するため、養鶏生産者が自ら積立を行い、発生時の経済的損害に対する互助的な仕組みによる補てんのうち半額を国が助成するというものであり、同病の発生時に発生農場において家畜防疫員の指示による殺処分などの防疫措置を行った場合、経営支援のための資金、発生農家の死体処理の自己負担分に対して互助補償するものとなっている。

このように、生産者、関係団体、行政が協力して、消費者の理解を得ながら、発生時の被害軽減のための取組を推進する必要がある。

第 8 . 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上

(ポイント)

- ・ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連携体制を整備するとともに、生産段階における衛生管理の徹底及びH A C C P手法の普及を推進することが必要。
- ・ 流通段階における家畜伝染病の発生等に備えた緊急連絡網の整備等危機管理体制の整備が必要。

生産段階における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養・衛生管理水準の向上、畜産物の安全の確保を図るため、家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」及び「飼養衛生管理基準」(家畜の飼養者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準)の周知や関係機関の連携体制を整備推進するとともに、生産の各段階における管理及び記録により、生産段階での畜産物の安全性を確保する「衛生管理ガイドライン」(生産段階におけるH A C C P(危害分析重要管理点)手法の考え方を取り入れたガイドライン)について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進することが必要である。

一方、畜産物への信頼を確保するため、平常時から、行政、生産者、消費者、関係事業者との間での確なりスクコミュニケーションを行うとともに、高病原性鳥インフルエンザのような国民の関心の高い家畜伝染病が発生した場合には、疾病のまん延防止とともに、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、国民に対し、疾病の特徴や食品としての安全性との関係について、正確でわか

りやすい情報をインターネット、広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供することが必要である。

また、鶏卵のサルモネラ対策としては、平成17年1月、生産現場段階において鶏卵のサルモネラ汚染の低減と衛生的な鶏卵の生産体制を推進するための「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」を策定するとともに、GPセンター、流通、販売段階において衛生管理マニュアルに基づき総合的な衛生対策を実施し、その有効性について検証してきたところであり、引き続きサルモネラ対策の徹底が必要である。

さらに、流通段階においても、日頃から家畜伝染病の発生等に備えた緊急連絡網の整備、鶏卵・鶏肉の流通状況の把握等危機管理体制の整備を図ることが必要である。

第9．自然循環機能の維持増進

1 排せつ物の適正な管理と利用の促進

(ポイント)

- ・ 家畜排せつ物の利用を促進するため、化学肥料の代替資材としての利用の推進や炭化・焼却等によるエネルギーの利用を含めた利活用技術の開発等を推進することが重要。
- ・ たい肥の成分分析の実施、耕種農家のニーズに合ったたい肥の生産方法と適切な施用方法の普及等を推進する必要。

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行（平成16年11月1日）を受け、家畜排せつ物の適正な管理とともに、たい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした利用の推進が重要となっている。このため、たい肥の需要を踏まえた利活用方法の検討や化学肥料の代替資材としての利用の推進等の取組、たい肥の成形化等による利便性の向上の取組や炭化・焼却等によるエネルギー利用を含めた効率的な利活用技術の開発を推進することが必要である。

また、同法に基づく家畜排せつ物の管理の適正化をより持続的かつ効果的なものとしていくための取組の一つとして、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応）により、同法に基づく管理基準をクリアしている畜産農家についても、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設の整備を推進することが必要である。

また、悪臭の発生防止・抑制、並びに飼料の成分組成・給与方法等の改善

による家畜排せつ物及び環境負荷物質含有物の発生量削減のための技術開発・実証・普及の取組も、環境に負荷をかけない持続的な養鶏経営のために必要である。

(2) 耕畜連携によるたい肥利用の推進

耕種農家と畜産農家の連携による家畜排せつ物由来たい肥の利用促進を図り、循環型畜産の確立を図ることが必要である。このため、畜産サイドにおいて、耕種農家のニーズに合ったたい肥を供給するための成分分析の実施やたい肥の生産方法の普及、たい肥の肥料成分を考慮した適切な施用方法の普及等を推進することが必要である。

(3) 環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減し、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進めていくことが重要である。

2 未利用資源の飼料としての活用促進

(ポイント)

- ・ 飼料化が可能な食品残さについての飼料化の技法や給与技術を開発・普及するとともに、牛用飼料への交差汚染の防止等に十分配慮しつつ飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進することが必要。

飼料自給率の向上、養鶏経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、また、循環型社会の構築の一環として、食品産業（製造、卸、小売、外食まで含む）からの食品残さ（焼酎粕、でんぷん粕、豆腐粕等）について、安全性や供給の安定性を確保しつつ飼料としての利用を図ることが必要である。

具体的には、飼料化が可能な食品残さについての飼料化の技法や給与技術を開発・普及するとともに、牛用飼料への交差汚染の防止等に十分配慮しつつ飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進することが必要である。

さらに、食品残さの利用を加速化するためには、食品製造業者と配合飼料製造業者、畜産農家等とが連携した飼料製造・給与システムの構築に取り組むことが必要である。

第 10 おわりに

以上述べたように、養鶏は農業総産出額 8.9 兆円のうち 6 千 5 百億円(7 %強)を占めるとともに、他産業とも密接に関連し、また、地域の雇用確保の面でも重要な役割を果たす等地域経済を支える重要な産業である。

こうした中で、鶏卵及び鶏肉は、良質な動物性たん白源としてその消費量が多く、国民食生活の中で重要な位置付けにあることから、近年の海外での家畜伝染病の発生による輸入停止等の事態も念頭に、今後とも、可能な限り国産鶏卵・鶏肉の需要拡大の努力を図りながら、我が国養鶏の安定的発展を図ることが重要である。

このため、鶏の改良の推進、飼養・衛生管理の高度化、生産コストの低減、流通・加工・販売の合理化、銘柄化の推進、トレーサビリティ・システムの積極的導入等による国際化に対応し得る生産、流通体制の構築を図るとともに、家畜排せつ物の自然循環機能の維持増進、疾病の発生予防、国産鶏卵・鶏肉の消費拡大及び食育の推進を総合的かつ一体的に行うことが必要である。

また、高病原性鳥インフルエンザ発生の際の経験を生かして、消費者・関係事業者間の顔の見える関係づくりや、発生農場や移動制限を受けた農家の被害軽減のための取組を推進するための関係者の努力が必要である。

これらを推進するためには、全国段階のみならず地域段階で生産者、関係事業者、関係機関が一体となって、耕種部門等地域内での連携を強化しつつ、養鶏の振興を図ることが重要である。いずれにしても、WTO体制下の貿易自由化の進展等により一層の国際化の進展が予想される中で、新しい時代に対応できる養鶏産業の構築に向けた関係者の努力が必要である。

(参考1) 食料・農業・農村基本計画の概要(養鶏関係)

1. 平成27年度における望ましい食料消費の姿(1人1年当たり供給純食料)

(単位: kg)

| 区分 | 15年度(現状) | 27年度(目標) |
|----|----------|----------|
| 鶏卵 | 16.7 | 16 |
| 鶏肉 | 10.1 | 9.1 |

2. 平成27年度における生産努力目標

(単位: 万トン)

| 区分 | 15年度(現状) | 27年度(目標) |
|----|----------|----------|
| 鶏卵 | 253 | 243 |
| 鶏肉 | 124 | 124 |

3. 鶏飼養羽数

(単位: 百万羽)

| 区分 | 15年度(現状) | 27年度(目標) |
|--------|----------|----------|
| 採卵鶏 | 179 | 174 |
| うち成鶏めす | 137 | 131 |
| ブロイラー | 105 | 103 |

4. 品目別自給率目標

(単位: %)

| 区分 | 15年度(現状) | 27年度(目標) |
|----|----------|----------|
| 鶏卵 | 96 | 99 |
| 鶏肉 | 67 | 75 |

(参考2) 養鶏問題懇談会の検討経過

- 第1回(9月3日) 養鶏をめぐる状況、養鶏問題懇談会における検討のポイント、食料・農業・農村政策審議会における検討状況等について事務局から説明した後、今後の懇談会の進め方、検討に当たっての留意すべき事項等を自由討議。
- 第2回(9月21日) 委員要求資料、第1回懇談会の意見概要、養鶏問題懇談会における主要論点の検討方向(案)について事務局から説明した後、主要論点の検討方向(案)等について自由討議。
- 第3回(11月18日) 委員要求資料、第1回及び第2回懇談会の意見概要、養鶏問題懇談会報告書骨子(案)について事務局から説明した後、報告書骨子(案)について自由討議。
- 第4回(3月25日) 報告書(案)について討議。

(参考 3) 委員名簿

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

井島 榮治 ((社)日本食鳥協会会長)

犬伏 由利子 (消費科学連合会副会長)

大口 武雄 ((協)日本飼料工業会、中部飼料(株)専務取締役)

大山 轟介 (キューピー(株)相談役)

岡村 勝 (全国農業協同組合連合会畜産販売部鶏卵課長)

小川 久恵 (女子栄養大学短期大学部教授)

河野 哲一郎 (日本食肉輸出入協会会長、三井物産(株)低温食材流通部長)

駒井 亨 (京都産業大学名誉教授)

寺西 孝年 ((社)日本卵業協会会長)

番場 久雄 (愛知県農業総合試験場畜産研究部長)

村石 愛二 ((社)日本養鶏協会副会長)

森 英雄 ((株)森孵卵場社長)

座長 山下 喜弘 ((株)全国液卵公社代表取締役)